

### ボーソーハチミツ株式会社に対する命令の内容

- 1 平成18年10月6日付け農林水産省指令18消安第5364号による指示に係る措置をとること。
- 2 本改善命令に基づき講じた措置について、平成21年6月22日までに文書により提出すること。

### ビー・シー株式会社に対する指示の内容

- 1 ビー・シーが販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、今般違反が確認された畜産物加工品を含め、不適正な表示の商品については速やかに品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 ビー・シーが販売した畜産物加工品の一部に品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、食品の品質表示制度についての認識不足及びそのチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、ビー・シーにおける品質表示に係る責任の所在を明確にし、相互チェックが可能な社内管理体制の整備、全従業員に対する表示制度の普及・啓発等再発防止対策を実施すること。
- 4 1から3までにに基づき講じた措置について、平成21年6月22日までに文書により提出すること。